議第５８号

橿原市役所行政組織条例の一部改正について

橿原市役所行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年１２月６日提出

橿原市長　亀田　忠彦

橿原市役所行政組織条例の一部を改正する条例

橿原市役所行政組織条例（平成８年橿原市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「総合政策部」を「企画部」に、「生活安全部」を「危機管理部」に改める。

第２条総務部の事務分掌中第４号から第６号までを削り、第７号を第４号とし、同号の次に次の１号を加える。

（５）総合的な情報システムに関すること。

第２条総務部の事務分掌中第８号を第６号とする。

第２条総合政策部の事務分掌中「総合政策部」を「企画部」に改め、同部の事務分掌第３号及び第４号を次のように改める。

（３）秘書に関すること。

（４）人事及び給与に関すること。

第２条総合政策部の事務分掌中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

（５）市有財産の総合管理及び経営に関すること。

第２条総合政策部の事務分掌に次の２号を加える。

（７）奈良県立医科大学を中心としたまちづくりに関すること。

（８）庁舎整備に関すること。

第２条生活安全部の事務分掌中「生活安全部」を「危機管理部」に改め、同部の事務分掌中第３号を削り、第４号を第３号とする。

第２条魅力創造部の事務分掌第２号中「農政」を「移住」に改め、同部の事務分掌第３号を次のように改める。

（３）農政及び土地改良に関すること。

第２条魅力創造部の事務分掌に次の１号を加える。

（６）世界遺産登録に関すること。

第２条市民活動部の事務分掌第１号中「及び自治振興」を「、自治振興及び生活安全」に改める。

第２条まちづくり部の事務分掌第１号中「及び土地改良」を削り、同部の事務分掌中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

（２）都市計画及び公共交通に関すること。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

理由　社会情勢の変化や住民サービスの多様化等の行政課題に効率的に対応するため、部の名称及び所掌する事務の見直しを行うもの

議第５９号

橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部改正について

橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年１２月６日提出

橿原市長　亀田　忠彦

橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例

（橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第１条　橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２０年橿原市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表中

「

３３７，０００円
３７４，０００円

」

を

「

３３８，０００円
３７５，０００円

」

に改める。

第８条第２項中「１００分の１６７．５」を「、６月に支給する場合においては１００分の１６７．５、１２月に支給する場合においては１００分の１７２．５」に改める。

附則第６条（見出しを含む。）中「平成３２年」を「令和２年」に改める。

第２条　橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「、６月に支給する場合においては１００分の１６７．５、１２月に支給する場合においては１００分の１７２．５」を「１００分の１７０」に改める。

（橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第３条　橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和３２年橿原市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の１６７．５」を「、６月に支給する場合においては１００分の１６７．５、１２月に支給する場合においては１００分の１７２．５」に改める。

第４条　橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「、６月に支給する場合においては１００分の１６７．５、１２月に支給する場合においては１００分の１７２．５」を「１００分の１７０」に改める。

（橿原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第５条　橿原市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年橿原市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第１６条第２項第１号中「１００分の９２．５」を「、６月に支給する場合においては１００分の９２．５、１２月に支給する場合においては１００分の９７．５」に改める。

附則第２３項（見出しを含む。）中「平成３２年」を「令和２年」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700

	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800

	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		

	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
	94		294,900	342,600					
	95		295,200	343,100					
	96		295,600	343,500					
	97		295,800	343,700					

	98		296,100	344,100					
	99		296,500	344,500					
	100		296,900	344,800					
	101		297,100	345,100					
	102		297,400	345,500					
	103		297,800	345,900					
	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第６条　橿原市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条第１項各号中「１２，０００円」を「１６，０００円」に改め、同条第２項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第１号ア中「２３，０００円」を「２７，０００円」に、「１２，０００円」を「１６，０００円」に改め、同号イ中「２３，０００円」を「２７，０００円」に、「１６，０００円」を「１７，０００円」に改める。

第１６条第２項第１号中「、６月に支給する場合においては１００分の９２．５、１２月に支給する場合においては１００分の９７．５」を「１００分の９５」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条及び第６条並びに附則第３条の規定は、令和２年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（橿原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）附則第６条（見出しを含む。）の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付職員条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定、第３条の規定による改正後の橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（次条において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第５条の規定（橿原市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第２３項（見出しを含む。）の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の任期付職員条例、第３条の規定による改正前の橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例又は第５条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

第３条　第６条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第８条の規定により支給されていた住居手当の月額が２，０００円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当

該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（市長が規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和３年３月３１日までの間、第６条の規定による改正後の給与条例第８条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で市長が規則で定める額。第２号において「旧手当額」という。）から２，０００円を控除した額の住居手当を支給する。

（１）第６条の規定による改正後の給与条例第８条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

（２）旧手当額から第６条の規定による改正後の給与条例第８条第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が２，０００円を超えることとなる職員

２　前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

（市長が定める規則への委任）

第４条　前２条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

理由　国家公務員の給与改定方針等に鑑み、本市一般職の職員等の給料月額、住居手当の額、勤勉手当の額等及び特別職の職員の期末手当の額の改定を行うもの

議第６０号

橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年１２月６日提出

橿原市長　亀田　忠彦

橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

橿原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和３２年橿原市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

附則に次の２項を加える。

１１　令和２年１月１日から令和５年１１月１１日までの間、市長の給料月額は、第４条第１項第１号に規定する額から、その額に１００分の１０を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第７条第２項に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、この限りでない。

１２　令和２年１月１日から令和５年１１月１１日までの間に任期満了し、又は退職した市長に支給する退職手当の額は、第７条第２項の規定により算出した額から、その額に１００分の５０を乗じて得た額を減じた額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附　則

この条例は、令和２年１月１日から施行する。

理由　市長の給料月額及び退職手当の額の減額措置を講ずるための改定を行うもの

議第６１号

橿原市駐車場事業特別会計条例及び橿原市墓園事業特別会計条例の廃止について

橿原市駐車場事業特別会計条例及び橿原市墓園事業特別会計条例を廃止する条例を次のように定める。

令和元年１２月６日提出

橿原市長　亀田　忠彦

橿原市駐車場事業特別会計条例及び橿原市墓園事業特別会計条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

（１）橿原市駐車場事業特別会計条例（昭和５６年橿原市条例第５号）

（２）橿原市墓園事業特別会計条例（昭和６１年橿原市条例第８号）

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　廃止前の橿原市駐車場事業特別会計条例の規定に基づく橿原市駐車場事業特別会計の令和元年度の歳入及び歳出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

第３条　廃止前の橿原市墓園事業特別会計条例の規定に基づく橿原市墓園事業特別会計の令和元年度の歳入及び歳出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

（橿原市営香久山墓園管理基金条例の一部改正）

第４条　橿原市営香久山墓園管理基金条例（平成１８年橿原市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「橿原市墓園事業特別会計予算」を「橿原市一般会計歳入歳出予算」に改める。

理由　会計処理のより一層の適正化を図るため、橿原市駐車場事業特別会計及び橿原市墓園事業特別会計を廃止するもの

議第６２号

橿原市税外債権管理条例の制定について

橿原市税外債権管理条例を次のように定める。

令和元年１２月６日提出

橿原市長　亀田　忠彦

橿原市税外債権管理条例

（目的）

第１条　この条例は、税外債権の管理に関する事務の処理について一般的基準その他必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）債権　金銭の給付を目的とする橿原市の権利をいう。

（２）税外債権　債権のうち、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定に基づく徴収金に係る債権以外の債権をいう。

（３）公債権　税外債権のうち、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２３１条の３第１項に規定する歳入に係る債権をいう。

（４）強制徴収公債権　公債権のうち、法律の規定により、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権をいう。

（５）非強制徴収公債権　公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。

（６）私債権　税外債権のうち、公債権以外の債権をいう。

（他の法令等との関係）

第３条　税外債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第１０条に規定する企業管理規程を含む。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（債権管理台帳の整備）

第４条　市長は、税外債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより債権管理台帳を整備しなければならない。

（情報の利用等）

第５条　市長は、税外債権が履行期限までに履行されない場合においては、その管理を行う事務の実施に必要な範囲で、その債務者及びその保証人（以下「債務者等」という。）に関する情報であって規則で定めるものについて、規則で定めるところにより、同一の執行機関内において利用し、又は他の執行機関に提供を求めることができる。ただし、当該情報が、地方税法第２２条の秘密に該当する場合にあっては、当該情報を第８条の滞納処分又は徴収猶予、換価の猶予若しくは滞納処分の執行停止（以下「滞納処分等」という。）を行うために利用するときその他規則で定めるときを除き、この限りでない。

２　前項の規定により、市長が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）別表第１事務の欄及び橿原市個人番号の利用に関する条例（平成２７年橿原市条例第３５号）別表第１事務の欄に掲げる事務（以下「番号利用事務」という。）において、当該番号利用事務以外の事務により収集された特定個人情報（番号法第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を利用するときは、当該番号利用事務は、番号法第９条第２項の条例で定めることにより当該特定個人情報を利用することができる事務とみなす。

３　第１項の規定により、市長から債務者等に関する情報の提供を求められた他の執行機関は、当該情報（市長の行う事務が番号利用事務である場合に限り、特定個人情報を含む。）を市長に提供することができる。

（督促）

第６条　市長は、税外債権が履行期限までに履行されない場合においては、公債権について法第２３１条の３第１項の規定により、私債権（法第２４０条第４項各号に掲げる債権を除く。）について地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１７１条の規定により、債務者に対し期限を指定して督促しなければならない。

（督促手数料及び延滞金）

第７条　市長は、公債権について前条の規定による督促をした場合においては、履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該督促をした金額に年１４．６パーセント（当該履行期限の翌日から１か月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合を乗じて得た金額を延滞金として徴収する。

２　前項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。

３　第１項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額

に１，０００円未満の端数があるとき、又はその全額が２，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

４　延滞金の確定金額に１００円未満の端数があるとき、又はその全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

５　市長は、公債権について督促状を発した場合においては、督促状１通につき５０円の督促手数料を徴収する。

６　市長は、税外債権が履行期限までに履行されなかったことについて、規則で定めるやむを得ない事情があったと認めるときは、当該事情があった期間に係る延滞金を減免することができる。

（滞納処分その他の必要な措置等）

第８条　市長は、強制徴収公債権について、法令の規定により、滞納処分その他の必要な措置をとらなければならない。

２　市長は、強制徴収公債権について、法令の規定により、徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の執行停止をすることができる。

（徴収職員）

第９条　市長は、滞納処分等に関する事務を行わせるため、徴収職員を置き、その事務を委任することができる。

２　徴収職員は、強制徴収公債権の管理に関する事務を行う者のうちから市長が任命する。

（強制執行等）

第１０条　市長は、非強制徴収公債権及び私債権（法第２４０条第４項各号に掲げる債権を除く。次項において同じ。）について、令第１７１条の２から第１７１条の４までの規定により、強制執行その他の必要な措置をとらなければならない。

２　市長は、非強制徴収公債権及び私債権について、令第１７１条の５から第１７１条の７までの規定により、徴収停止、履行期限の延長又は債務の免除をすることができる。

（放棄）

第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、非強制徴収公債権及び私債権並びにこれらの履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る権利を放棄することができる。

（１）私債権について、消滅時効の期間が満了し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。

（２）破産法（平成１６年法律第７５号）、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）その他の法令の規定により債務者が債権につきその責任を免れたとき。

（３）債務者（相続財産法人を含む。）に財産がなく、かつ、その回復の見込みが全くないとき。

（４）債務者が死亡し、その相続人の調査ができないとき又は調査に不相応の費用を要するとき。

２　前項の規定により放棄しようとする債権に、保証人がある場合においては、市長は、当該債権について保証人に対し有する権利についても、前項各号のいずれかに該当するときでなければ、当該債権を放棄することができない。

（公営企業管理者が管理する債権）

第１２条　この条例を地方公営企業法第７条に規定する管理者が管理する債権に適用する場合においては、この条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替える。

（委任）

第１３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（橿原市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の廃止）

２　橿原市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（昭和３６年橿原市条例第１０号）は、廃止する。

（延滞金の割合等の特例）

３　当分の間、第７条に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年

７．３パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

（延滞金計算の経過措置）

４　第７条及び前項の規定は、公債権に係る延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に係るものについて適用し、同日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例による。

理由　税外債権の管理の適正化及び効率化を図るため、債務者等に関する情報の利用その他の必要な事項を定めるもの

議第６３号

橿原市国民健康保険税条例の一部改正について

橿原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年１２月６日提出

橿原市長　亀田　忠彦

橿原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

橿原市国民健康保険税条例（昭和３１年橿原市条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書及び第２０条中「５８０，０００円」を「６１０，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の橿原市国民健康保険税条例の規定は、令和２年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由　地方税法施行令の一部改正により、基礎課税額における課税限度額を引き上げる改正を行うもの

議第６４号

橿原市立保育所設置条例の一部改正について

橿原市立保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年１２月６日提出

橿原市長　亀田　忠彦

橿原市立保育所設置条例の一部を改正する条例

橿原市立保育所設置条例（昭和３１年橿原市条例第６３号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項の表藤原京保育所の項中「１５０人」を「２００人」に改め、同表今井保育所の項中「３３６番地の１」を「３番１２号」に、「７３番地」を「１１番８号」に改め、同表金橋保育所の項中「１２０人」を「１５０人」に改める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第１条第２項の表今井保育所の項の改正規定は、公布の日から施行する。

理由　定員を超えている状況が数年度にわたって続いている保育所の定員の見直しを行う等、所要の改正を行うもの

議第６５号

橿原市営住宅条例の一部改正について

橿原市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年１２月６日提出

橿原市長　亀田　忠彦

橿原市営住宅条例の一部を改正する条例

橿原市営住宅条例（平成９年橿原市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第５７条第１号中「又は同居者」を削り、同条第２号中「入居者又は同居者が自ら使用するため」を「次に掲げるいずれかの用途のため」に改め、同号に次のように加える。

ア　入居者又は同居者が自ら使用する車両の駐車

イ　介護等専ら入居者又は同居者のために使用する車両の駐車

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理由　市営住宅の駐車場を使用する者の条件について、見直しを行うもの